

## 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 海上運送法の一部改正

#### 一 航海命令の範囲の拡大等

国内海上輸送に限られている船舶運航事業者に対する航海命令の範囲を、国際海上輸送に拡大するとともに、国土交通大臣は、航海命令をしたときは、当該命令により航海に従事する船舶である旨の証明書を当該船舶の船長に交付しなければならないものとする事。 (第二十六条関係)

#### 二 基本方針

国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他これらに関連する措置（以下「日本船舶及び船員の確保」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、公表するものとする事。 (第三十四条関係)

#### 三 日本船舶・船員確保計画の認定

1 船舶運航事業者等（日本船舶及び船員の確保を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。以

下同じ。)は、日本船舶及び船員の確保についての計画(以下「日本船舶・船員確保計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする事。

2 国土交通大臣は、日本船舶・船員確保計画が基本方針に適合するものであること、六の課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業を営む者であり、かつ、目標として記載された日本船舶の隻数の増加の割合が国土交通省令で定める割合以上のものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする事。

(第三十五条関係)

#### 四 船員職業安定法の特例

船舶運航事業者等がその日本船舶・船員確保計画について三の二の認定を受けたときは、当該日本船舶・船員確保計画に基づき実施する船員派遣事業についての船員職業安定法の規定による許可を受けなければならぬもの等については、許可を受けたもの等とみなすものとする事。(第三十六条関係)

#### 五 資金の確保等

国は、三の二の認定を受けた船舶運航事業者等(以下「認定事業者」という。)が当該認定を受けた

日本船舶・船員確保計画に従って日本船舶及び船員の確保を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする事。

(第三十七条関係)

#### 六 課税の特例

認定事業者（三の二に掲げる課税の特例を受けようとする場合の基準に適合するものとして三の二の認定を受けた者に限る。七において同じ。）が一定の日本船舶を用いて営む対外船舶運航事業等に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。

(第三十八条関係)

#### 七 日本船舶の譲渡等の届出

認定事業者が、対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶について、譲渡等をしようとするときは、その日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬものとする事。

(第三十九条関係)

#### 八 勧告及び認定の取消し

国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定計画に従って日本船舶及び船員の確保を行って

いない等と認めるときは、当該認定事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。国土交通大臣は、勧告を受けた認定事業者が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その認定を取り消すことができるものとする。

(第三十九条の二関係)

## 九 関係者の協力

国土交通大臣、船舶運航事業者等及びその組織する団体並びに独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構その他の船員教育機関は、日本船舶及び船員の確保に関し相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(第三十九条の三関係)

十 その他所要の改正を行うものとする。

## 第二 船員法の一部改正

### 一 海上運送法における航海命令の範囲の拡大等に伴う措置

1 船長が船内に備え置かなければならない書類に、第一の一の証明書を追加するものとする。

2 船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、当該雇入契約に係る航海が海上運送法の規定による航海命令によるものであるときは、船員に対してその旨を明示しなければならないものとする。

二 国土交通大臣による労働時間の延長の限度基準の設定

国土交通大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、労使協定で定める労働時間の延長の限度等について、船員の福祉、時間外労働の動向等を考慮して基準を定めることができるものとするともに、関係労使は労使協定で労働時間の延長を定めるに当たり、その基準に適合したものとなるようにしなければならないものとする。

(第六十四条の二関係)

三 休息時間及び健康の確保

1 船舶所有者は、休息時間を一日について三回以上に分割して海員に与えてはならないものとするとともに、休息時間を一日について二回に分割して海員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を六時間以上としなければならないものとする。

2 船舶所有者が、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませることを、例外なく禁止するものとする。

3 船舶所有者は、年少船員に午前零時から午前五時までの間を含む連続した九時間の深夜休息を与え

なければならぬものとする。

(第六十五条の三、第八十三条及び第八十六条関係)

#### 四 労働条件の明確化

1 船長は、通常の場合における海員の船内作業の時間帯及び作業内容に関し、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならぬものとする。

2 船長が、船内に備え置いて労働時間、補償休日及び割増手当に関する事項を記載することを義務づけている帳簿の記載事項に休息時間を追加するものとともに、船長は、海員に対し、当該帳簿の写しを交付しなければならぬものとする。

(第六十六条の二及び第六十七条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の二は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 租税特別措置法及び地方税法について第一の六の課税の特例に係る所要の改正を行うこととする事。

(附則第七条及び第八条関係)

四 その他関係法律について所要の規定の整備を行うものとする事。

(附則第五条及び第六条並びに第九条から第十二条まで関係)